

令和3年第1回尾張北部環境組合議会  
臨時 会 会 議 録

会 期 令和3年7月27日（火曜日）

議事日程

- 日程第1 仮議席の指定  
日程第2 議長の選挙  
日程第3 議席の指定  
日程第4 会議録署名議員の指名  
日程第5 会期の決定  
日程第6 諸般の報告  
日程第7 副議長の選挙  
日程第8 議案第7号 尾張北部環境組合監査委員の選任について  
(識見を有する者のうちから選任される者)  
日程第9 議案第8号 尾張北部環境組合監査委員の選任について  
(組合議員のうちから選任される者)  
日程第10 議案第9号 尾張北部環境組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について  
日程第11 報告第1号 令和2年度尾張北部環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書について  
日程追加 議員提出議案第1号 尾張北部環境組合議会会議規則の一部改正について  
日程第12 尾張北部環境組合管理者の選挙

---

出席議員（11名）

第1番	水野 正光 君	第2番	大沢 秀教 君
第4番	河合 正猛 君	第5番	鈴木 貢 君
第6番	大藪 豊教 君	第7番	吉田 正 君
第8番	倉知 敏美 君	第9番	丹羽 孝 君
第10番	高木 義道 君	第11番	佐藤智恵子 君
第12番	小室 輝義 君		

---

欠席議員（1名）

第3番 大井 雅雄 君



○事務局長（坪内俊宣君） 皆さん、おはようございます。事務局長の坪内でございます。

定刻となりましたので、ただいまから令和3年第1回尾張北部環境組合議会臨時会を始めさせていただきます。

このたび、議長であった扶桑町の和田議員と副議長であった大口町の丹羽勉議員におかれましては、それぞれの町議会5月臨時会におきまして組合議員に選出されませんでしたので、現在、正・副議長ともに欠員となっております。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。本日の出席議員の中で、江南市選出の河合正猛議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

それでは河合議員、議長席へ御着席をお願いいたします。

（河合正猛君議長席に着席）

○臨時議長（河合正猛君） 改めまして、皆さんおはようございます。

大変暑い中、またお忙しい中、お集まりをいただきまして大変御苦労さまでございます。

ただいま御紹介をいただきました江南市の河合でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長を務めさせていただきます。

議長選挙までの間でございますが、皆様方に御協力をいただきまして無事にその責務を果たしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以後、着席にて進めさせていただきます。

それでは、管理者から挨拶があります。

管理者。

○管理者（澤田和延君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変御多用の中、また大変暑い中を御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、構成市町の5月臨時会において、4名の方が新たに組合議員となりました。議員各位におかれましては、新ごみ処理施設建設に向けて御協力を賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本臨時会に提出させていただきました案件は、尾張北部環境組合監査委員の選任についてをはじめ3議案と1報告の御審議をお願いするものでございます。後ほど事務局長から詳しく説明をさせていただきますが、いずれも今後の組合事業を進めていく上で重要な案件でございます。議員の皆様方には慎重に御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

す。

(午前10時03分 開会)

---

### ◎開会の宣告

○臨時議長（河合正猛君） ただいまの出席議員は11名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立といたします。

これより、令和3年第1回尾張北部環境組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付したとおりであります。

---

### ◎仮議席の指定

○臨時議長（河合正猛君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

このたび、構成市町から組合議員が改めて選出され、初めての組合議会でもあります。改めて、議員全員の方に自己紹介をお願いしたいと思います。

1番の水野議員から順に、自席から着座にて自己紹介をお願いいたします。

水野議員。

○1番（水野正光君） 犬山市議会の水野正光です。どうぞよろしくお願いいたします。

○2番（大沢秀教君） 同じく犬山市議会の大沢秀教です。議会発足時から務めさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○4番（河合正猛君） 江南市議会の河合でございます。よろしくお願いいたします。

○5番（鈴木 貢君） おはようございます。江南市議会の鈴木貢でございます。引き続き組合議員として務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○6番（大藪豊教君） おはようございます。着座にて失礼いたします。

江南市議会の大藪でございます。堀議長に代わって今回、議員にさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○7番（吉田 正君） 大口町議会の吉田正です。どうぞよろしくお願いいたします。

○8番（倉知敏美君） 大口町議会の倉知でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○9番（丹羽 孝君） 大口町議会の丹羽孝です。よろしくお願いいたします。

○10番（高木義道君） 扶桑町議会の高木義道です。よろしくお願いいたします。

○11番（佐藤智恵子君） 扶桑町議会の佐藤です。よろしくお願いいたします。

○12番（小室輝義君） 扶桑町議会の小室輝義でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

す。

○臨時議長（河合正猛君） どうもありがとうございました。

---

### ◎議長の選挙

○臨時議長（河合正猛君） 続いて、日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（河合正猛君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長において指名することといたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（河合正猛君） 御異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長に倉知敏美議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました倉知敏美議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（河合正猛君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました倉知敏美議員が議長に当選されました。

議長に当選されました倉知敏美議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ただいま議長に当選されました倉知敏美議員から発言の申出がありますので、これを許可します。

倉知議員。

○新議長（倉知敏美君） それでは、お許しをいただきまして一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員の皆様から御推挙いただきまして、議長という大変重責を拝命いたしました大口町議会議員選出の倉知でございます。

この組合の役割は、2市2町の新ごみ処理施設を建設するため、地域の方々の関心は大変高く、極めて重要なものがございます。そんな組合議会として、新ごみ処理施設が少しでもよりよいものとなるよう、細心・慎重な議論を尽くしてまいりたい、まずそんなふうに思っております。

ますが、何せもとより浅学非才の身でありまして、果たしてその責に十分耐え得るかどうか、甚だ不安なものを感じております。しかし、皆様方の温かい御支援・御協力を賜りながら、誠に微力ではございますが、公明正大で円滑な議事運営ができますよう最善の努力を尽くす決意でございます。重ねて皆様方の温かい御支援・御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（河合正猛君） ありがとうございます。

臨時議長の職務を皆様方の御協力により無事に終えることができました。これにて議長を倉知敏美議員と交代させていただきます。皆様方、誠にありがとうございました。

（河合正猛君自席へ・倉知敏美君議長席に着席）

---

### ◎議席の指定

○議長（倉知敏美君） それでは次に、日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定をいたします。

議席は、ただいま御着席の議席のとおりといたします。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（倉知敏美君） 続きまして、日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定により、議長において、6番 大藪豊数議員、それから9番 丹羽孝議員を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（倉知敏美君） 続きまして、日程第5、会期の決定を議題といたします。

会期については、さきの議員代表者会議において御協議されました結果、お手元に配付いたしました会期日程（案）のとおり、本日1日間とすることに意見の一致を見たとの報告を受けております。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（倉知敏美君） 続きまして日程第6、諸般の報告を行います。

本臨時会に提出されました議案については、前もって配付したとおりでございます。

以上、提出議案の報告に代えます。

本臨時会の説明員として、管理者以下関係者に対し出席を求めましたので、御報告を申し上げます。

続きまして、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。その内容については、お手元に配付したとおりでございます。

以上で諸般の報告は終わります。

---

### ◎副議長の選挙

○議長（倉知敏美君） 次に、日程第7、副議長の選挙を行います。

副議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

ここでお諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、副議長に大井雅雄議員を指名いたします。

ここでお諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました大井雅雄議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました大井雅雄議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました大井雅雄議員は本日欠席でございますので、当選の告知につきましては、後日、文書により告知いたします。

---

### ◎議案第7号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（倉知敏美君） 続きまして日程第8、議案第7号 尾張北部環境組合監査委員の選任に

ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） それでは、ただいま上程いただきました議案第7号につきまして御説明させていただきますので、議案第7号の1ページをお願いいたします。

令和3年議案第7号 尾張北部環境組合監査委員の選任についてであります。

議案第7号は、識見を有する者のうちから選任される監査委員として、倉知義治さんの選任の同意をお願いするものでございます。

提案理由といたしましては、監査委員 水野敏夫さんが令和3年7月26日をもって辞職されたことに伴い、後任の方を選任する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、2ページには、倉知さんの履歴を掲げております。

また3ページには、根拠規定として尾張北部環境組合格約の抜粋を載せております。

以上で議案第7号の提案説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

なお、質疑は尾張北部環境組合議会会議規則第47条の規定により、同一議員につき同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承のほどお願い申し上げます。

それでは、議案第7号 尾張北部環境組合監査委員の選任について、質疑を許します。

ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。本案につきましては、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 御異議なしと認めます。よって、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これより議案第7号の採決をいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。

(午前10時16分 休憩)

---

○議長（倉知敏美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時17分 再開)

---

○議長（倉知敏美君） ただいま識見の監査委員に選任されました倉知義治さんより発言の申出がありますので、これを許します。

○監査委員（倉知義治君） 議長からお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。  
休憩前に御審議いただき、尾張北部環境組合監査委員の選任に御同意いただきました倉知義治と申します。

監査委員の役割・責務を真摯に受け止め、組合の運営が適正に行われるようその職務に努めてまいり所存でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

倉知監査委員には、臨時会に御出席をいただきまして誠にありがとうございました。何とぞよろしくお願い申し上げます。

ここで倉知監査委員が退席されます。どうぞ。

(監査委員 倉知義治君 退場)

○議長（倉知敏美君） それでは、続いて議案第8号の議題に入りますが、除斥事由に該当するため、佐藤智恵子議員の退場を命じます。

(11番 佐藤智恵子君 退場)

---

#### ◎議案第8号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（倉知敏美君） それでは、日程第9、議案第8号 尾張北部環境組合監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） それでは、議案第8号につきまして御説明させていただきますので、議案第8号の1ページをお願いいたします。

令和3年議案第8号 尾張北部環境組合監査委員の選任についてであります。

議案第8号は、組合議員のうちから選任される監査委員として、佐藤智恵子さんの選任の同意をお願いするものでございます。

提案理由といたしましては、監査委員 水野正光さんが令和3年7月26日をもって監査委員を辞職されたことに伴い、後任の方を選任する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして2ページには、議案第7号と同様、組合規約の抜粋を載せております。

以上で議案第8号の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（倉知敏美君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案第8号 尾張北部環境組合監査委員の選任について、質疑を許します。  
ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ここでお諮りをいたします。本案につきましても討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 御異議なしと認めます。よって、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

佐藤智恵子議員の退場を解きます。

ここで暫時休憩といたします。

（午前10時21分 休憩）

---

○議長（倉知敏美君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時21分 再開）

---

○議長（倉知敏美君） ただいま組合議員のうちから選任される監査委員に選任されました佐藤智恵子議員より発言の申出がありますので、これを許します。

佐藤監査委員。

○11番（佐藤智恵子君） 議長からお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま皆様の御同意をいただき監査委員に選任されました扶桑町議会選出の佐藤智恵子で

ございます。

監査委員の職責を全うすべく、識見の倉知監査委員さんと共に誠心誠意務めてまいる所存で  
ございます。皆様方の御指導・御鞭撻をよろしくお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが、  
就任の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

---

◎議案第9号及び報告第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（倉知敏美君） それでは次に、日程第10、議案第9号 尾張北部環境組合職員のサービスの  
宣誓に関する条例の一部改正について及び日程第11、報告第1号 令和2年度尾張北部環境組  
合一般会計繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） それでは、議案第9号について御説明をさせていただきますので、  
議案第9号の1ページをお願いいたします。

令和3年議案第9号 尾張北部環境組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について  
でございます。

尾張北部環境組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め  
るものでございます。

提案理由といたしましては、行政手続における押印の見直しに伴い、所要の整備を図る必要  
があるからでございます。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（案）を掲げており  
ます。

改正内容につきましては新旧対照表で御説明させていただきますので、3ページの新旧対照  
表をお願いいたします。

第2条中、「署名押印」を「署名」と改め、署名のみとしたものであります。そのため、別  
記様式の宣誓書において、この丸印というところを削除するものでございます。

恐れ入ります。2ページにお戻りください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第9号の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第1号について御説明いたします。

報告第1号の1ページをお願いいたします。

令和2年度尾張北部環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告するものでございます。  
2ページをお願いいたします。横向きの資料でございます。

令和2年度尾張北部環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

この繰越計算書に掲げておりますのは、3款1項建設事業費、事業名、ごみ処理施設整備事業でございます。

繰越明許費予算額には、入札中断に伴い中断しております基本設計策定業務委託料及び現在交渉中で令和2年度購入ができていない事業エリア南側3筆についての事業用地等の合計2,054万3,000円を、今年の2月定例会補正予算にて翌年度への繰越しをお認めいただいているものを表記しております。翌年度繰越額といたしましては、基本設計策定業務委託料が358万8,000円、事業エリア南側3筆についての公有財産購入費と役務費を合わせた1,695万3,810円、合計2,054万1,810円を繰越しさせていただいたものでございます。この翌年度繰越額の財源内訳といたしましては、既収入特定財源の国庫補助金と一般財源でございます。

なお、事業の繰越額の明細を次の3ページに掲げておりますので、後ほど御参照を賜りたいと存じます。

また、今回繰越しをお認めいただいております事業エリア南側の3筆につきましては、当該地権者から譲っていただける、売っていただけるという前向きな返事をいただいておりますので、併せて御報告をさせていただきます。

報告第1号についての説明は以上でございます。

○議長（倉知敏美君） 以上で提案理由の説明を終わります。

最初に、議案第9号 尾張北部環境組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第9号の質疑を終結いたします。

これより議案第9号の討論を許します。

議案第9号 尾張北部環境組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 討論なしと認めます。

これをもって議案第9号の討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決に入ります。

議案第9号 尾張北部環境組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(倉知敏美君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、報告第1号 令和2年度尾張北部環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書について質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(倉知敏美君) 吉田議員。

○7番(吉田 正君) 今日の参考資料の令和2年度尾張北部環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書明細表というのを見ると、そこに公有財産購入費ということで3,960万6,000円。契約したのも令和2年度内にあったということですよ。その上で繰越明許ということで、当該年度で執行できなくて繰越明許するという金額が1,695万2,460円というような形になっているわけですけども、そもそもその南側の、要するに地名で言うと中般若町北浦48、50、51のこの3筆のことだというふうに私は理解しているわけですけども、2月のここの定例議会のところで、当初はこの3筆を購入する契約議決の議案が2月議会の中で出てくる予定であったものが、これが突然撤回されたというふうに私は伺っているわけですけども、それは購入ができないというような結論がその当時出て、撤回されたということだろうというふうに思うわけですけども、先ほど事務局長さんからの御説明では、今は売ってもよいという前向きな返事を得ているというようなことなんですけれども、この3筆の土地の所有者、これは法人ですけども、建設会社が3社あるわけですけども、その3社の方々がどうして前向きなことになったのか、なっているのか、そこら辺の経過が私はちょっとよく分かりません。

というのは、私はそのうちの1社の方とは、北名古屋市の会社の方ですけども、この方と面談も昨年させていただいてそのまま進めようというようなその場でのお話も伺っておりましたので、当初そんな売ってくださらないなんていうふうには私は思ってもいなかったもんですから、それが突然、今年の2月のここの定例議会のところでその議案が撤回されるというようなことが起きたというのは、到底私にはその当時考えられなかったわけなんですよね。ですので、それがどうして前向きな形で今は売ってくださるような雰囲気になっているというふうになったのか。

それからまた、前向きになって、当然今年の段階でも売ってくださるという段階のところで

仮契約がされていたと思うんですね。それが3月31日までにその仮契約が議案として議決されていけば、それは本契約になっていくというような形になっていたと思うんですけれども、今後、その仮契約というのはどのような形で進められていくのか、そこら辺のめどというものはあるのでしょうか。そのめどが要するに立っていないと、次の建設のための本格的な契約に、私はこれまでがそういう事態があったわけですので、その土地を本登記もせずにこのままの状態を進めていったとき、同じことがまた起きる可能性があるというふうに思うんですね。ですので、ぜひ土地は先に確保していただいて、それから建設等の契約を進めていくべきだと思います。私は思っているわけですが、これまでの反省からしてもね。だから、今、北浦48、50、51のこの3筆について、どういっためどで土地を取得していくような計画なのか、そこら辺をお教えいただくと、この繰越明許した意味がさらに分かってくるというふうに思いますので、ぜひ御説明をいただきたいと思います。以上です。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 交渉の内容につきましては詳細なことはお答えできませんが、従来から当該地権者につきましてはごみ処理建設事業そのものについては反対していない、協力的であるというような認識であります。

どうして変わられたかということですが、当該地権者のほうからは、入札が現に止まっている状況を見て、早く建設を、一日も早くごみ処理施設の整備を進めてほしいというようなお気持ちは伺っております。期限を示した上で、一日も早い土地取得とごみ処理施設整備を考えておりますが、地権者との交渉につきましては、あらかじめ期限を切ってしまうと慎重に進めていきたいと思っております。

幾つか質問があった中で今後どうしていくのかということですが、この後、全協でも入札についての組合の方針案をお示ししていきたいと思っております。先行しますが、言われるとおり公共事業でございますので、土地の確保をしっかりとしてから進めるという考え方はまたこの後御説明していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（倉知敏美君） そのほかありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（倉知敏美君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 今の同じ参考の表の一覧で、僅かな金額でありますけれども、繰越明許費予算額と翌年度繰越額で委託料については同様なんですけれども、役務費と公有財産購入費、差額が出ていますよね。これはどういった理由なんですかね。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 役務費のほうは法人の印鑑証明を450円掛ける3通ということで

1,350円を繰越しさせていただいたんですけど、補正予算の際は1,000円単位でございますので、そういう形で繰り上がってくるということでございます。

○議長（倉知敏美君） よろしいですか。

（挙手する者あり）

○議長（倉知敏美君） 高木議員。

○10番（高木義道君） もう一つ、その下の公有財産のところはどうなんですか。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 公有財産のほうも、差額が出るというのは同じ原因でございます。

翌年度繰越額は3筆で1,695万2,460円ということで、2月の補正予算のときには1,000円単位ということで1,695万3,000円ということで補正予算をお願いしたところでございます。

○議長（倉知敏美君） よろしいですか。

○10番（高木義道君） ありがとうございます。

○議長（倉知敏美君） そのほかはよろしかったでしょうか。

（「ありません」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 質疑なしと認めます。よって、これをもって報告第1号 令和2年度尾張北部環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書についての質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

（午前10時37分 休憩）

---

○議長（倉知敏美君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午前10時38分 再開）

---

○議長（倉知敏美君） ここで、河合正猛議員初め4名から議員提出議案第1号 尾張北部環境組合議会会議規則の一部改正について提出がございました。

ここでお諮りをいたします。本案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、本案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### ◎議員提出議案第1号について（提案説明・採決）

○議長（倉知敏美君） 本案を議題といたします。

提出者の河合正猛議員に提案理由の説明を求めます。

河合議員。

○4番（河合正猛君） それでは、議員提出議案第1号について御説明をさせていただきます。

尾張北部環境組合議会会議規則の一部改正についてであります。

議案の1ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合議会会議規則の一部改正についてでございます。

尾張北部環境組合議会会議規則第13条の規定により提出するものであります。

提案理由といたしましては、欠席の事由及び請願者の規定の明文化に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合議会会議規則の一部を改正する規則（案）でございます。

規則内容につきましては、3ページの新旧対照表の左側、新の欄を御覧いただきたいと思っております。

第2条の第1項においては欠席事由の明文化、第2項においては出産について、産前・産後期間への配慮、第66条の第1項から第3項においては、請願に係る署名・押印の整備、第5項は請願者の請願書撤回の規定の追加となっております。

2ページにお戻りください。

附則でございます。

この規則は、公布の日から施行するものでございます。

以上で議員提出議案第1号の説明を終わらせていただきます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

それでは、お諮りをいたします。本案につきましては、質疑・討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、質疑・討論を省略し、直ちに採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号につきましては原案のとおり可決されました。

---

◎尾張北部環境組合管理者の選挙

○議長（倉知敏美君） 続いて、日程第12、尾張北部環境組合管理者の選挙を行います。

現管理者の任期が7月27日、本日満了するため、管理者の選挙を行う必要がございます。

管理者は、尾張北部環境組合規約第7条第2項の規定により、組合の議会において、組合市町の長のうちから選挙することとなっております。

ここでお諮りをいたします。管理者の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることと決しました。

ここでお諮りをいたします。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することと決しました。

尾張北部環境組合管理者に澤田和延江南市長を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました澤田和延江南市長を、管理者の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました澤田和延江南市長が管理者に当選されました。

管理者に当選されました澤田和延江南市長が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上で本臨時会に付議されました案件は全部終了いたしました。

ここで、管理者の発言を認めます。

管理者。

○管理者（澤田和延君） 閉会に当たりまして、管理者といたしまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、提案いたしました重要案件につきまして慎重に御審議を賜り、いずれの議案に対しましても適切なる御議決をいただき、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

本日、議員各位よりいただきました御意見等につきましては、十分これを尊重してまいりたいと存じます。

今議会では、組合議会の議長として倉知議員さんが、副議長として大井議員さんが就任をされ、倉知識見監査委員さん、佐藤議選監査委員さんの選任同意をいただきました。

また、管理者選挙におきまして、議員の皆様方から引き続き管理者として御推挙をいただき大変光栄に存じますとともに、ますます責任の重さを改めて感じているところでございます。引き続き、格別の御支援・御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

梅雨明け後十日になりますが、これから一層に暑い日が続いてまいります。議員の皆様方におかれましても十分御自愛をいただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げますとともに、新ごみ処理施設の建設に向けましてなお一層の御高配と御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げたいと思います。

議員の皆様には、終始御熱心に御審議をいただき、全ての案件に対しまして適切な議決をされまして無事閉会できますこと、厚く御礼を申し上げます。

組合当局におかれましては、今期中、議員の皆様から述べられました御意見を十分に尊重されまして、組合行政の運営に一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の御挨拶といたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（倉知敏美君） それでは、これをもって令和3年第1回尾張北部環境組合議会臨時会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

（午前10時47分 閉会）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議会臨時議長 河合 正猛

議会議長 倉知 敏美

議会議員 大藪 豊数

議会議員 丹羽 孝